

公募公告

京都府立医科大学附属病院における入院患者に対する病院食に係る食材料の調達、食事の調製、配膳、下膳及び食器の洗浄等に関する業務(以下「病院食業務」という。)の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するため、下記のとおり公募する。

平成27年9月14日

京都府公立大学法人理事長 荒 卷 禎 一

1 公募に係る事項

(1) 業務の名称

京都府立医科大学附属病院における病院食業務

(2) 業務の履行期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで。ただし、原則として3年を超えない間は、当院が必要と認めた場合、1年ごとに更新することができる。

(3) 業務の実施場所

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府立医科大学附属病院

(4) 業務の内容

京都府立医科大学附属病院における入院患者に対する病院食に係る食材料の調達、食事の調製、配膳、下膳及び食器の洗浄等に関する業務

○24年度実績 食 事 534, 803食/年 1, 465食/日 (平均)

○25年度実績 食 事 515, 447食/年 1, 412食/日 (平均)

○26年度実績 食 事 503, 245食/年 1, 379食/日 (平均)

(5) 業務の目的

京都府立医科大学附属病院の病院食については、これまでから患者に対する重要不可欠な医療行為の一環として提供してきた。

また、入院患者に対する病院食は、安全かつ衛生的な環境の中で、徹底した栄養管理に基づく食事を継続的に提供しなければならないという特性を有している。

さらに、病院食に対する患者のニーズは高度化、多様化しているため、良質でバラエティに富んだ病院食を提供することにより患者サービス向上を図るとともに、そのための業務改善も求められている。

そのため、病院食のノウハウ及びコンセプトを有する信頼性の高い業者にこの業務を委託することにより、医療行為の一環として良質な治療食提供を行うとともに、患者ニーズに応えられる質の高い病院食の提供を行うことを目的とする。

(6) その他

本公募に関する詳細は、この公募公告に定めることのほか、業務仕様書及び京都府立医科大学附属病院における病院食業務募集要項(以下「募集要項」という。)によることとする。

2 応募者の資格

参加申請書及び企画提案書を提出する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(2) 京都府から指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものでないこと。

(4) 京都府又は近隣府県(滋賀県、大阪府、兵庫県、奈良県のいずれかの府県)に本店、事業所、営業所等のいずれかを有していること。

- (5) 府税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 京都府立医科大学附属病院内の給食施設において調理業務が実施できること。
- (7) 直近5年間（平成22年4月1日から平成27年3月31日）に、200床以上の病院において、一般食から治療食までの病院食業務の全面委託実績を有すること。
- (8) 厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号別添。最終改正含む。）に基づき作業が行えること。
- (9) 業務遂行が困難になった場合の代行保証が確保されていること。

3 応募手続等

- (1) 公募に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等
 京都府立医科大学附属病院事務部病院管理課管理担当
 場 所：〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
 電話番号：075-251-5237
 F A X 番号：075-251-5356
- (2) 参加申請書、企画提案書、募集要領等の交付
 - ア 交付期間 平成27年9月14日（月）から平成27年9月24日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 交付場所 (1)の場所において交付する。
- (3) 参加申請書の提出
 - ア 提出期間 (2)のアに同じ
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出方法 提出期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出することとし、郵送又は電送等その他の方法による提出は認めない。
- (4) 質問及び回答
 - ア 受付期間 (2)のアに同じ
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出方法 (1)に記載のF A Xによる。持参、郵送等他の方法は認めない。
 - エ 回答日時 平成27年9月25日（金）午後5時
 - オ 回答方法 参加申請書の提出があった全者に対しファックスにて発送する。
- (5) 企画提案書の提出
 - ア 提出期間 平成27年9月25日（金）から平成27年10月20日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
 - イ 提出場所 (1)に同じ
 - ウ 提出方法 提出期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に持参により提出することとし、郵送又は電送等その他の方法による提出は認めない。
- (6) 厨房見学会の開催
 - ア 日時 平成27年9月18日（金） 午前9時から正午まで
 - イ 場所 京都府立医科大学附属病院地下1階厨房入り口付近集合
 - ウ 留意事項
 - ・ 厨房見学会への参加を希望する者は、平成27年9月17日（木）正午までに、F A Xにより業者名称及び参加者氏名を病院管理課管理担当あて連絡すること。
 - ・ 詳細は、「厨房見学会のご案内」のとおり。
- (7) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 企画提案書等に関するプレゼンテーション及びヒアリング並びに実技審査を実施するが、日程及び場所等については応募者に別途通知する。

4 業務受託予定者の特定

参加申請書、企画提案書、プレゼンテーション、ヒアリング及び実技審査の内容を審査した上、最も優れた者を業務受託予定者として特定する。

ただし、応募者が1者のみの場合であっても、審査結果によっては業務受託予定者が特定されないことがある。

5 業務受託予定者の特定の取り消し

(1) 次の要件のいずれかに該当する場合には、業務受託予定者の特定を取り消すことがある。

ア 業務受託予定者が2の応募者の資格を有しない場合又は失った場合

イ 企画提案書等申請書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 特定後に行う事業実施に関する当院と業務受託予定者間の協議において、当院が求める条件を満たせない等不相当であると判断した場合

(2) 特定の取り消しがあった場合、この募集において審査された順位に基づき、特定された業務受託予定者の次順位以降の者と事業実施に関する協議を行う場合がある。

6 特定後の手続き

事業者の特定後、事業者と当院で事業実施に関する詳細の協議を行い、平成28年4月1日を目途に契約を締結する。

7 審査結果の通知

審査結果通知書を、全ての応募者に対し通知する。

8 その他

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合は無効とする。

(2) 提出書類について、提出後の追加及び変更は認めないが、審査に必要な追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 提出書類等は、審査等が終了しても返却しない。

(4) 申請等にかかる費用は、全て申請者の負担とする。

(5) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。